

## 松山市新ビジネスチャレンジ促進補助金における中小企業者の範囲について

松山市新ビジネスチャレンジ促進補助金における中小企業者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

○下表の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

表

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業，建設業，運輸業，	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※協同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農業組合法人、社会福祉法人などは補助対象外となります。

備考

この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。